

会社分割に関する事前備置書面

アルファグループ株式会社

アルファエネシア株式会社

2021年7月29日

アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡伸一郎

アルファエネシア株式会社
代表取締役社長 西野裕

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)
(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

1. 吸収分割契約の内容

アルファグループ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びアルファエネシア株式会社（以下「承継会社」といいます。）が2021年7月29日付けで締結した吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

なお、本件分割は分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

本件分割に際して、承継会社は分割会社の完全子会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性等に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割については、下記の理由により、分割の効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります。）につき、履行の見込みがあると判断しております。

- ① 分割会社の2021年5月31日現在の貸借対照表における資産の額は60億63百万円、負債の額は26億90百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は8億82百万円、負債の額は2億22百万円となる見込みであり、本件分割後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。
- ② 承継会社の2021年5月31日現在の貸借対照表における資産の額は13億96百万円、負債の額は12億15百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産及び負債の額は上記①のとおりです。以上より、本件分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

別紙 1 : 分割契約書



吸収分割契約書

アルファグループ株式会社（以下「分割会社」という。）とアルファエネシア株式会社（以下「承継会社」という。）とは、分割会社はその事業に関して有する権利義務の一部を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

1 分割会社及び承継会社は、本契約に定めるところに従い、LED照明機器の販売・レンタルに関する事業（以下「本件事業」という。）に関わる第6条記載の権利義務を分割会社から承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

2 分割会社及び承継会社は、本件分割を行う前提として、以下各号を確認する。

- ① 分割会社は企業集団を形成する上場会社であり、原則として営業活動は子会社にこれを主管させる体制を採用していること。
- ② 前号に関わらず、本件事業に関しては事業法人ではなく医療法人や学校法人を主な顧客層として設定したため、上場会社としての実績や信用力を活用する必要があり、分割会社において営業活動を展開してきたこと。
- ③ 承継会社は、分割会社の企業集団内において太陽光発電事業を運営していた法人からこれを分割して設立された法人であり、環境へ配慮した商材を展開する事業を展開する100%子会社であること。
- ④ 分割会社は数期に亘る営業活動の結果として市場において一定の地位を確立し、取り扱う製品への信用力も高まったことから、本来の管理体制に移行すべく、2021年3月期より承継会社を本件事業の主軸とすべく移管を進めてきたこと。その結果として、承継会社において本件事業を担う体制が整ったため、本件分割を実行すること。

第2条（分割当事者の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号 アルファグループ株式会社

住所 東京都渋谷区東一丁目26番20号

(2) 承継会社

商号 アルファエネシア株式会社

住所 東京都渋谷区東一丁目26番20号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、分割会社及び承継会社は、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、双方合意の上でこれを変更することができる。

第4条（分割に際して交付する金銭等）

承継会社は、本件分割に際して株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

承継会社は、本件分割では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（承継会社が分割会社から承継する権利義務等）

承継会社は、本件分割により、分割期日において、当社より別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、債務、その他の権利義務を承継する。

第7条（本件分割の承認）

分割会社及び承継会社は、株主総会（会社法第784条第2項に該当する場合には取締役会）を招集し、効力発生日の前日までに本契約の承認を受けるものとする。

第8条（会社財産の善管注意義務）

分割会社及び承継会社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ双方協議の上これを実行する。

第9条（分割条件の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、双方協議の上本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める承認または法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 11 条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、双方協議の上でこれを決定する。

以上、本契約締結の証として本書 1 通を作成し、分割会社及び承継会社は各々記名押印の上、分割会社が原本を、承継会社はその写しを保有する。

2021 年 7 月 29 日

分割会社 東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡 伸一郎



承継会社 東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号
アルファエネシア株式会社
代表取締役社長 西野 裕



承継権利義務明細表

本件分割により、承継会社が分割会社から承継する権利義務の明細は、効力発生日において次に掲げる権利義務とする。なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、2021年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として作成した効力発生日前日（2021年9月30日）現在の予想貸借対照表における各勘定科目の金額を前提として、効力発生日前日までに実際発生した金額の増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

承継会社は、次に掲げる資産のうち法令上承継可能なものを承継するものとする。

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、リース投資資産、商品、貯蔵品、前渡金、前払費用、立替金、未収入金並びに仮払金

(2) 固定資産

本件事業に属する工具器具備品、車両運搬具等の有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産、長期前払費用、敷金及び保証金等の投資その他の資産

2. 承継する負債

承継会社は、次に掲げる負債のうち法令上承継可能なものを承継するものとする。

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、預り金、未払費用、繰延リース利益、前受金並びに賞与引当金

(2) 固定負債

無し

3. 承継する資本

承継会社は、次に掲げる負債のうち法令上承継可能なものを承継するものとする。

本件事業に属する繰越利益剰余金

4. 承継する雇用契約

本件分割においては、分割会社において本件事業に従事する従業員の雇用契約を承継しない。

5. 承継するその他の権利義務等

承継会社は、本件事業に関して分割会社が締結した一切の契約における契約上の地位及びそれに関連付随する権利義務を承継する。ただし、以下に掲げる契約に基づく契約上の地位及びそれに関連付随する権利義務は除く。

- (1) 「さいたま市立高砂小学校外 28 校照明 LED 化事業」に関わる一切の契約
- (2) 分割会社が 2020 年 3 月 31 日付けで三井住友信託銀行株式会社との間で締結した「レンタル料債権売買契約」及び同契約に基づき同社に譲渡したレンタル料債権に関連する一切のレンタル基本契約
- (3) 「山形県立中央病院・河北病院・こころの医療センターLED 照明一式にかかる賃貸借」契約及びこれに関わる一切の契約

別紙 2 : 承継会社の計算書類

第 3 期 決 算 公 告

令和3年6月29日

東京都渋谷区東1丁目26番20号
アルファエネシア株式会社
代表取締役社長 西野 裕

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	710,627	流 動 負 債	1,022,445
現金及び預金	103,689	買掛金	149,581
売掛金	52,447	短期借入金	770,000
リース投資資産	104,251	未払金	38,446
商品	83	未払法人税等	16,511
貯蔵品	15	前受金	42,096
短期貸付金	305,000	預り金	2,763
前払費用	121,728	仮受金	3,046
未収入金	3,317	固 定 負 債	52,584
仮払金	37	預り保証金	33,040
未収消費税等	21,495	資産除去債務	19,544
貸倒引当金	△ 1,441	負 債 合 計	1,075,030
固 定 資 産	536,394	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	396,704	株主資本	171,990
機械及び装置	243,968	資本金	90,000
土地	152,736	利益剰余金	81,990
無 形 固 定 資 産	2,617	その他利益剰余金	81,990
ソフトウェア	2,617	特別償却準備金	14,458
投資その他の資産	137,071	繰越利益剰余金	67,532
出資金	1,000		
長期未収入金	12,386		
長期前払費用	99,742		
繰延税金資産	16,882		
差入保証金	7,060	純 資 産 合 計	171,990
資 産 合 計	1,247,021	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,247,021

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 191,707千円
 2. 1株当たり当期純損失 △ 116,052円16銭
 3. 当期純純損失 △208,893千円